

養父母お見舞い訪中に係る援助事業の実施要領

1 目的及び経過

養父母お見舞い訪中援助は、昭和62年から、高齢化や健康上の理由などで訪日できない中国在住の養父母を、帰国した孤児が訪中して見舞い、併せて本邦での定着状況を報告することにより、養父母に安堵感を与え、また、孤児自身も一層の自立意欲を高めることを目的として実施されている事業である。

平成16年12月、中国在住の養父母に係る番組がNHKで放映されたところ“本邦に帰国した孤児等の支援事業のために”と番組視聴者から多くの寄付金が寄せられたことから、当基金は、生活保護を受給中の孤児を対象に、この寄付金の範囲内で援助事業を行うこととした。その後、関係機関とも協議を行ったところ、平成17年度からは生活保護の受給の有無にかかわらず、養父母が存命している孤児を対象に、2回まで※を限度として養父母の通常のお見舞いに援助するほか、危篤のお見舞いや葬儀参列の場合は3回目であっても援助することとした。

平成19年11月28日「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が国会で可決成立し、新たな支援策が平成20年1月1日から施行された。また、援助の財源となっている寄付も減少していることから、当基金が実施する養父母お見舞い訪中に係る援助について、平成24年1月1日からは以下の要領で実施することとする。

※『2回まで』とは、当該要領で取り扱う養父母お見舞い訪中への援助回数のほか、中国養父母の訪日援助事業（実施期間は昭和59年度～平成17年度）での援助回数も加えての『2回まで』である。

2 援助の要件と見舞いの定義

養父母ともに又はどちらか一方が存命しており、また、見舞いや葬儀参列が訪中の主たる目的であること。見舞いや葬儀参列の定義等は次のとおり。

ア 当基金は養父又は養母一人につき計3回、見舞い等の援助をする。

但し、3回目の援助は危篤の養父母を見舞う又は葬儀参列の場合に限る。

イ 見舞いや葬儀参列のためとして認められる中国滞在期間は1～2か月までである。それ以上の長期に渡る中国滞在は、主たる目的が見舞いや葬儀参列ではないとみなして援助しない。

- ウ 援助を受けようとする者は事前に申請（電話や手紙などによる連絡も含む）すること。やむを得ない理由により事前の申請ができなかつた場合、見舞い実施中に何らの方法で当基金へ連絡してきた場合は援助するが、見舞いを終えて本邦へ帰国した後で申請した場合は原則として援助しない。
- エ 見舞いの場合は、養父母の居所を必ず訪ねて見舞うこと。
- オ 危篤を見舞う場合で援助申請が通算3回目の場合は、養父母の容態を示す医師の診断書を提出すること。なお、危篤を見舞う場合は急を要することであるから、本邦へ帰国した後で提出しても差し支えない。
- カ 葬儀参列の場合は、本邦へ帰国したら葬儀に参列したことを示す資料を速やかに提出すること。なお、後日の故人を偲ぶ集いや遺骨・遺産の整理のための訪中には援助しない。
- キ やむを得ない事情により入国する空港と出国する空港が違う場合は主たる目的が見舞い又は葬儀参列と認めるが、主たる目的の終了後に観光や友人訪問など私的な目的を行うために入国した空港とは別の空港から出国すると申請した場合、訪中期間の後半は見舞い又は葬儀参列とは無関係であることから、往路の国際航空券については援助するものの、復路については援助しない。また、日本国内移動及び中国国内移動に係る交通費も下記第3項の援助額欄に掲げる額の半額だけ援助する。なお、見舞いや葬儀参列が従たる目的と判断した場合は一切援助しない。
- ク 持病や身体障害のため単独では訪中できない場合、医師の診断書又は障害者手帳の写しを提出すれば、介護人1名に限り、交通費と旅行雑費を援助する。
- ケ 持病や身体障害、又は不慮の事故が原因で現地で医療を受けた場合の医療費とそれに付随する経費については援助しない。

3 援助額

〈交通費〉

(1) 日本国内移動

- ① 居住地から国際線出発空港までの距離が100km未満の場合は一律5千円を援助する。

例：東京→成田空港=79.2km、大宮→成田空港=96km（JR東北本線及び京成線経由）、京都→関西空港=99.5km≠一律5,000円。

例：関東地方の一法律5,000円の範囲=東京23区、さいたま市や川口市など埼玉県南東部、川崎市南部、千葉県北部、茨城県南部。

- ② 居住地から国際線出発空港までの距離が100kmを超える場合は次の各号のとおり。

ア 鉄道やバス、フェリーを使用する場合、特急料金等も含めた必要額を援助する。

例：横浜↔成田空港=108km=成田エクスプレスに係る往復料金を援助する。

例：大宮↔新潟空港=上越新幹線と新潟空港までの連絡バスに係る往復運賃を援助する。

イ 航空機を使用する場合、必要額を援助する。申請時に購入額のわかる資料（領収書など）を添付すること。

例：青森や秋田など東北地方各地の空港↔関西空港=最寄りの空港までの電車代又はバス代と関西空港との往復運賃を援助する。

ウ タクシー乗車賃は、額の大小にかかわらず援助しない。

(2) 国際線航空運賃

同一航路をエコノミークラス席で往復する場合の必要額を援助する。

申請時に購入額のわかる資料（領収書など）を添付すること。但し、援助額の上限は10万円（往路だけ援助する場合の上限は5万円）である。航空券の購入にあたっては、年末年始やゴールデンウィーク、お盆など航空券が割高な時期は避けること。また、国際線と中国国内線がセットとなつた割安のものがあるのであれば、積極的に活用されたい。

(3) 中国国内移動

① 国際線到着空港から養父母宅までの距離が片道100km未満の場合は一律3千円を援助する。

例：瀋陽空港→瀋陽市内又は撫順市や鐵嶺市などの近隣の都市。

② 国際線到着空港から養父母宅までの距離が片道100kmを超える場合は次の各号のとおり。

ア 鉄道やバス、フェリーを使用する場合は、

片道100km以上500km未満にあっては3千円、

片道500km以上1,000km未満にあっては6千円、

片道1,000km以上にあっては9千円を、

①に加えて援助する。

参考までに、中国の列車乗車賃は次のとおり（いずれも片道）

：北京駅→（河北省）石家庄駅=277km=一等座RMB103（約1,500円）

：北京駅→（遼寧省）瀋陽駅=703km=一等座RMB261（約4,000円）

：北京駅→（吉林省）長春駅=1,003km=一等座RMB373（約5,600円）

：北京駅→（黒龍江省）ハルビン駅=1,249km=一等座RMB464（約7,000円）

距離例：瀋陽駅→（遼寧省）丹東駅=280km

例：大連駅→瀋陽駅=397km

例：長春駅→（吉林省延辺朝鮮族自治州）図們駅=529km

例：ハルビン駅→（黒龍江省）鶏西駅=545km

例：大連駅→ハルビン駅=946km

イ 航空機を使用する場合、①に3千円を加えて援助する。

但し、使用する国内線の距離が片道1,000km未満の場合は、ア号に掲げる鉄道やバス、フェリーを使用する場合の額と同額とする。

また、2つ以上の国内線を乗り継ぐ場合、その距離の合計が1,500km未満の場合も、ア号に掲げる鉄道等を使用する場合の額と同額とする。申請時に購入額のわかる資料（領収書等）を添付すること。

いずれの場合においても、中国国内における航空運賃の援助額の上限は3万円とする。なお、上記(2)で述べたとおり、国際線と中国国内線がセットとなった割安のものがあるのであれば、積極的に活用されたい。

注釈：国内航空路線を使用する場合、上記の要領を定めておけば、直線距離が1,000kmを超える路線、北京→ハルビン、北京→チチハル、北京→牡丹江、北京→延吉、北京→ホロンバイル（内蒙古自治区）の5路線程度だけ、必要額に5千円を加えた額（但し3万円を限度）を援助することとなる。

他の路線、例えば大連→ハルビンや北京→長春は1,000km未満のため、鉄道等を使用する場合と同じ額を援助することとなる。

ウ 乗り継ぎのためやむを得ずホテルや招待所に宿泊する場合、往路、復路ともに1泊づつを上限として宿泊費用を援助する。但し、宿泊費用を交通機関が負担する場合や車中泊には援助しない。援助額は1泊につき3千円とする。

エ タクシー乗車賃は、額の大小にかかわらず援助しない。

〈養父母の見舞金〉

一律3万円を援助する。

〈葬儀供物料〉

養父母1人につき一律1万円を援助する。養父と養母がほぼ同時期に亡くなった場合は2万円を援助する。なお、見舞金の援助を受けての見舞い中に養父母が死亡した場合、葬儀供物料は追加して援助しない。

〈旅行雑費〉

一律1万円を援助する。当基金では旅行中の事故や疾病に対する補償はしないため、この雑費は主として旅行保険に充当することを希望するとともに、15日を超える旅行に係る中国入国査証取得に係る費用にも充当されたい。